

敵ヲ追拂ハデ候ベキ、御自害ノ事、曾テ有ベカラズ、先直義馳向テ一軍仕テ見候ハント申捨テ、左馬頭香椎宮ヲ打立給、

〔大三川志 三十五〕前田利家、石田ガ計策ニ勸メラレ、既ニ自立ノ志ヲ抱キ、神祖○徳川家康ヲ害セン謀

ニ與ミス、細川忠興ハ、利勝ト姻親ノ好ミアレバ、利勝夜密ニ忠興ノ邸ニ到リ是ヲ告グ、忠興ガ曰

貴君ノ言ヲ按ズルニ、社稷存亡ノ機ヲ察セザルニ似タリ、夫三成ガ奸佞ハ、元ヨリ貴君モ知ラル

ルコトナリ、必終ニ彼レニ欺カレ、奸黨ニ陥ラン、危コト甚シ、嘗テ三成ガ、尊父利家君ヲ崇敬スル

ハ、實ニ是ヲ敬スルニ非ズ、尊父ノ威權ヲ以テ、内府ヲ亡サシメ、己ガ事ヲナサンガタメナリ、利勝

此言ヲ聞テ始テ悟リ、大ニ驚愕ス、○中略利勝ガ曰、貴兄ノ厚志ニ預ラズンバ、我等必彼徒ノ謀ニ陥

ラン、願クハ貴兄、父利家ニ苦諫セラレ賜ハルベシト請フ、忠興則利勝ト共ニ、利家ノ邸ニ行キ、利

勝先ヅ内ニ入テ、利家ヲ諫ム、利家敢テ從ハズ、利勝ガ曰、忠興モ諫メ奉ント、共ニ來ルト、席ヲ起テ、

又忠興ヲ伴テ、利家ノ前ニ坐ス、忠興具サニ前件ノ事ヲ伸ベテ苦諫ス、利家はニ從ヒ、願クハ貴兄

内府へ此事ヲ通ジ玉ハルベシト請フ、忠興喜ビ、其夜伏見ニ到リ、神祖ニ謁シ、利家ノ深ク過テヲ

悔ルコトヲ告ゲ奉ル、

〔落穂集 前編九〕大谷佐和山の城へ相越候得ば、石田は大に悦び、大谷を閑所へ誘ひ、今度存立の趣

を、一々申聞ければ、大谷聞て申けるは、是は以の外成不了簡にて候、江戸の内府○徳川家康など大

體の人と被存候哉、其段は我等の申迄もなく、其許にも淵底の事に候、子細は故太閤○豊臣秀吉の、常

常我等どもへ被仰聞候にも、家康の儀は、智勇ともに備りたる人なるを以、我等のよき相談相手

と思ひて、馳走致す儀也、孰れもの合點の行ことにてなしと有儀を、毎度仰つる儀也、然るに其内

府を相手に致され、弓箭に被及候と有は、沙汰の限りと可申候、無益の儀を被相止、我等と同道致

され、會津表江發向の外は不可有旨、制止を加へければ、三成重て申けるは、貴殿の異見に隨ひ、存